

# 熊本市公報

## 第 1418 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
 熊本市総務局総務厚生課  
 発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次

#### 規 則

○熊本市と畜場法施行細則の一部を改正する規則（規則第 2 号）	71
○熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則（規則第 3 号）	72
○桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第 4 号）	75

#### 告 示

○市道の区域変更（告示第 25 号）	76
○兼用工作物管理協定の締結及び縦覧（告示第 26 号）	76
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 29 号）	76
○生活保護法等による指定介護事業者の指定（告示第 30 号）	77
○特定非営利活動法人の認証取消に係る聴聞の開催通知の公示送達（告示第 32 号）	78
○差押調書及び配当計算書の公示送達（告示第 34 号）	79
○市道の供用開始（告示第 35 号）	79
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 36 号）	80
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 37 号）	80
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 38 号）	81
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 39 号）	81
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 40 号）	81
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 41 号）	82
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 42 号）	82
○市税督促状の公示送達（告示第 43 号）	82

#### 公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 47 号）	83
○差押財産の公売及び見積価額（公告第 50 号）	83
○開発行為に関する工事の完了（公告第 52 号）	85
○都市公園の区域変更（公告第 54 号）	85
○開発行為に関する工事の完了（公告第 58 号）	85
○公売公告兼見積価額の修正（公告第 60 号）	86
○熊本都市計画地区計画の案の縦覧（公告第 61 号）	87
○開発行為に関する工事の完了（公告第 64 号）	87

**中 央 区**

○住民票の職権消除（中央区告示第 2 号） .....	88
○住民票の職権消除（中央区告示第 3 号） .....	88

**北 区**

○土地収用法による事業認定等の写しの縦覧（北区公告第 1 号） .....	88
---------------------------------------	----

**東 区**

○土地収用法による事業認定等の写しの縦覧（東区公告第 1 号） .....	89
---------------------------------------	----

**交 通 局**

○熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程（交通局規程第 1 号） .....	89
--	----

**上 下 水 道 局**

○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 3 号） .....	91
-----------------------------------	----

**教 育 委 員 会**

○教育委員会会議の開催（教委告示第 1 号） .....	91
------------------------------	----

## 規 則

規 則 第 2 号

平成 28 年 1 月 20 日

熊本市と畜場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市と畜場法施行細則の一部を改正する規則

熊本市と畜場法施行細則(昭和 59 年規則第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「業務規定」を「業務規程」に改め、同条第 7 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 4 条第 2 項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第 6 条第 3 号及び第 7 条第 3 項第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 9 条ただし書を削る。

第 10 条を削る。

第 11 条の見出しを「(雑則)」に改め、同条中「ほか、」の次に「この規則の施行に関し」を加え、同条を第 10 条とする。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

## 規 則 第 3 号

平成 28 年 1 月 26 日

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則（平成 27 年規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「により徴収される」を「の規定により徴収する」に改める。

第 7 条を第 11 条とし、同条の前に次の 4 条を加える。

（児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により徴収する費用の額）

第 7 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 3 項の規定に基づき市長が徴収する費用の額については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定の例による。

（納入期限）

第 8 条 徴収金（第 1 条に規定する費用（市長が徴収するものに限り、熊本市立幼稚園条例第 4 条に規定する幼稚園の保育料を除く。）及び前条に規定する費用をいう。以下同じ。）は、その月分を当該月の末日までに納入しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、納入期限を変更することができる。

（督促）

第 9 条 市長は、前条に規定する納入期限（同条ただし書の規定により納入期限が変更された場合は、その変更後の納入期限）までに徴収金が完納されない場合は、当該納入期限の日の翌日から起算して 30 日以内に督促状を発付するものとする。

（滞納処分に関する職務の委任等）

第 10 条 市長は、徴収金の徴収に関する事務に従事する職員のうち指定する者に対して、滞納処分（児童福祉法第 56 条第 7 項から第 9 項まで及び法附則第 6 条第 7 項の規定による処分をいう。以下同じ。）に係る職務を委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた職員（以下「滞納処分職員」という。）には、その身分を証明する証票を交付する。この場合における証票の様式は、市長が別に定める。

3 滞納処分職員は、滞納処分のための調査、質問若しくは検査を行う場合又は財産の差押えを行う場合にあつては、前項の証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附則第 2 項を附則第 4 項とし、附則第 1 項の次に次の 2 項を加える。

（経過措置）

2 別表第 1 備考第 1 項第 8 号の市町村民税所得割合算額の計算において年齢 19 歳未満の扶養親族（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が同一の世帯に 3 人以上属する場合の支給認定保護者に係る支給認定子ども（平成 27 年 3 月 31 日において保育（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）第 6 条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第 24 条第 1 項の規定による保育をいう。）を受け、かつ、同日後引き続き特定教育・保育等を受けている者に限る。）に係る市町村民税所得割合算額は、別表第 1 備考第 1 項第 8 号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した額から、次に掲げる額の合計額から 39,600 円を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を控除した額とする。

(1) 年齢 19 歳未満の扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者の数に 19,800 円を乗じて得た額

(2) 年齢 19 歳未満の扶養親族のうち年齢 16 歳以上の者の数に 7,200 円を乗じて得た額

3 別表第 2 備考第 1 項第 4 号の市町村民税所得割合算額の計算において年齢 19 歳未満の扶養親族が同一の世帯に 3 人以上属する場合の支給認定保護者に係る支給認定子ども（平成 27 年 3 月 31 日において教育（学校教育法（昭和 22 年法律第

26号)第24条に規定する教育をいう。)を受け、かつ、同日後引き続き特定教育・保育等を受けている者に限る。)に係る市町村民税所得割合算額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した額から、次に掲げる額の合計額から39,600円を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を控除した額とする。

(1) 年齢19歳未満の扶養親族のうち年齢16歳未満の者の数に19,800円を乗じて得た額

(2) 年齢19歳未満の扶養親族のうち年齢16歳以上の者の数に7,200円を乗じて得た額

別表第1備考第1項第5号中「規定する被保護者」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者」を加え、同項第6号中「(昭和22年法律164号)」を削り、同項第7号中「(昭和25年法律第226号)」を削る。

別表第2備考第1項第1号中「規定する被保護者」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第2項及び第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

規 則 第 4 号

平成 28 年 1 月 29 日

桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則の一部を改正する規則  
を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則の一部を改正する  
規則

桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則（平成 27 年規則第  
14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「6 月」を「12 月」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

<b>告 示</b>
------------

告示第 25 号

平成 28 年 1 月 20 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理 番号	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
15- 279	西無田 第 45 号線	南区御幸西無田町 387 番 1 地先から 南区御幸西無田町 423 番 2 地先まで	旧	2.0~3.0	205.0
		南区御幸西無田町 387 番 1 地先から 南区御幸西無田町 423 番 2 地先まで	新	4.5~12.1	205.0

告示第 26 号

平成 28 年 1 月 20 日

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 20 条の第 1 項の規定による協議が成立したので、同条第 6 項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

## 1 道路の種類及び路線名

熊本市道：西無田第 45 号線（15-279）

## 2 道路の位置

熊本市南区御幸西無田町 387 番 4 から熊本市南区御幸西無田町 423 番 3 まで

## 3 他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名 河川管理者 熊本県知事 蒲島郁夫

住所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

## 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他もっぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 道路管理者が維持する範囲は、兼用工作物管理協定に示す別図（登載省略）のとおり

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 5 管理の期間

平成 28 年 1 月 20 日から当該施設の存続する日まで

告示第 29 号

平成 28 年 1 月 22 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西一史



介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
ライフスタイルマネジメント Soual 熊本市西区中原町1090番地6 株式会社 ZEN 代表取締役 米村 昌洋	平成27年6月30日
通所介護事業所 ソレイシア 熊本市中央区国府三丁目12番30号 合同会社 リバティ 代表社員 大島 あさな	平成27年7月15日

## 告 示 第 3 0 号

平成 28 年 1 月 22 日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
そうごう薬局 上南部店 熊本市東区上南部二丁目4番1号 総合メディカル株式会社 代表取締役 田代 五男	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成27年12月25日
桜十字病院 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号 医療法人 桜十字 理事長 西川 朋希	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成28年1月5日
イルカ調剤薬局 熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目1番32号 中野 賢誠	居宅療養管理指導	平成28年1月14日
平成とうや病院通所リハビリテーションセンター 熊本市南区出仲間八丁目2-15 医療法人 清和会 理事長 東野 裕司	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成28年1月14日
有限会社ベストライフ 福祉用具サービス 熊本市西区春日七丁目16番12号 有限会社 ベストライフ 代表取締役 山内 純一	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成28年1月1日
ユーアイ尾ノ上ヘルパーステーション 熊本市東区尾ノ上二丁目21-25 ユウベル 株式会社 代表取締役 上田 利道	訪問介護・介護予防訪問介護	平成28年2月1日
ケアサポート凜 熊本市北区植木町富応633番地 合同会社 凜 代表社員 牧野 静代	訪問介護・介護予防訪問介護	平成28年1月25日
ふうの木ヘルパーステーション 熊本市東区西原一丁目11番63号 社会福祉法人 永幸福祉会 理事長 米澤 義一	訪問介護・介護予防訪問介護	平成28年1月16日
訪問介護事業所 結いの家 熊本市北区清水東町5-33号 株式会社 ライフ to ケア 代表取締役 坂井 翔	訪問介護・介護予防訪問介護	平成28年2月1日

居宅介護支援事業所 むろはら 熊本市中央区国府一丁目11番9号 室原内科・小児科内 医療法人 室原会 理事長 室原 良治	居宅介護支援	平成28年1月1日
ユーアイ尾ノ上居宅介護支援事業所 熊本市東区尾ノ上二丁目21番25号 ユウベル 株式会社 代表取締役 上田 利道	居宅介護支援	平成28年1月1日
桜調剤薬局 植木店 熊本市北区改寄町字西久保2356-1 アドバンス株式会社 代表取締役 斎藤 健	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成27年3月1日
桜調剤薬局 北部店 熊本市北区楠野町1068-3 アドバンス株式会社 代表取締役 斎藤 健	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成27年7月1日
桜調剤薬局 楠店 熊本市北区楠7-1-65 アドバンス株式会社 代表取締役 斎藤 健	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成27年12月1日
デイケア・オリーブ城南 熊本市南区城南町さんさん一丁目6番地2 下田 幸嗣	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成27年10月1日

## 告 示 第 3 2 号

平成 28 年 1 月 25 日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項の規定に基づく特定非営利活動法人の認証取消しに係る聴聞の開催について、不利益処分の名あて人に対して行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項及び熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）第15条第1項に規定する内容を記載した書面を送付したが、所在が判明しないため、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項及び熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）第15条第3項の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市市民局市民協働課市民活動推進班（所在地 熊本市中央区大江五丁目1番1号）に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 送達を受けるべき者の氏名、聴聞の期日及び場所

## (1) 対象法人名 NPO 法人環境とアトピッ子の会

## (ア) 氏名

松尾 勝

林田 義勝

坂田 実華

## (イ) 聴聞の期日及び場所

平成28年2月9日 午前9時25分から

熊本市役所本庁舎8階会議室（熊本市中央区手取本町1番1号）

## (2) 対象法人名 特定非営利活動法人和心の会

## (ア) 氏名

松本 徹

富森 信作

伊藤 尚

大野 力

(4) 聴聞の期日及び場所

平成 28 年 2 月 9 日 午前 9 時 50 分から

熊本市役所本庁舎 8 階会議室 (熊本市中央区手取本町 1 番 1 号)

(3) 対象法人名 NPO 法人生活支援団体 SKS

(ア) 氏名

岡田 司朗

鎌田 淳子

津島 英孝

(イ) 聴聞の期日及び場所

平成 28 年 2 月 9 日 午前 10 時 15 分から

熊本市役所本庁舎 8 階会議室 (熊本市中央区手取本町 1 番 1 号)

(4) 対象法人名 特定非営利活動法人アガペー

(ア) 氏名

山口 一夫

(イ) 聴聞の期日及び場所

平成 28 年 2 月 9 日 午前 10 時 40 分から

熊本市役所本庁舎 8 階会議室 (熊本市中央区手取本町 1 番 1 号)

2 送達をする書類名

聴聞通知書

3 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(1) 組織の名称

熊本市市民局市民協働課

(2) 所在地

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

告 示 第 3 4 号

平成 28 年 1 月 26 日

国税徴収法 (昭和 34 年法律第 147 号) 第 54 条の規定に基づく差押調書 (謄本) 及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 及び熊本市税条例 (昭和 25 年告示第 89 号) 第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名 (登載省略)

2 名

2 送達をする書類名

差押調書 (謄本)

配当計算書

告 示 第 3 5 号

平成 28 年 1 月 27 日

市道の供用を開始するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
24- 488	和泉町 第12号線	北区和泉町723番2地先から 北区和泉町711番1地先まで	平成28年1月27日

告 示 第 3 6 号

平成 28 年 1 月 28 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11793	訪問介護事業所 結いの家 熊本市北区清水東町5-33号	株式会社 ライフトケア 熊本市南区城南町舞原188番地9 代表取締役 坂井 翔	平成28年 2月1日	訪問介護
43701 11793	訪問介護事業所 結いの家 熊本市北区清水東町5-33号	株式会社 ライフトケア 熊本市南区城南町舞原188番地9 代表取締役 坂井 翔	平成28年 2月1日	介護予防訪問 介護

告 示 第 3 7 号

平成 28 年 1 月 28 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11819	訪問介護事業所 赤い実 熊本市中央区水前寺2-18-12	株式会社 デイホーム水前寺 熊本市中央区水前寺2-18-12 代表取締役 伊牟田 淳子	平成28年 2月1日	訪問介護
43701 11819	訪問介護事業所 赤い実 熊本市中央区水前寺2-18-12	株式会社 デイホーム水前寺 熊本市中央区水前寺2-18-12 代表取締役 伊牟田 淳子	平成28年 2月1日	介護予防訪問 介護

## 告 示 第 3 8 号

平成 2 8 年 1 月 2 8 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11801	訪問介護事業所 縁 i n g 熊本市北区西梶尾町 4 7 4 - 2 3 0 3 号	有限会社西嶋ビル 熊本市北区西梶尾町 4 5 1 - 1 代表取締役 木村 ユカリ	平成 2 8 年 2 月 1 日	訪問介護

## 告 示 第 3 9 号

平成 2 8 年 1 月 2 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号。以下「整備法」という。）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11769	ユーアイ尾ノ上ヘルパーステーション 熊本市東区尾ノ上二丁目 2 1 - 2 5	ユウベル株式会社 熊本市東区尾ノ上二丁目 2 1 - 1 0 代表取締役 上田 利道	平成 2 8 年 2 月 1 日	訪問介護
43701 11769	ユーアイ尾ノ上ヘルパーステーション 熊本市東区尾ノ上二丁目 2 1 - 2 5	ユウベル株式会社 熊本市東区尾ノ上二丁目 2 1 - 1 0 代表取締役 上田 利道	平成 2 8 年 2 月 1 日	介護予防 訪問介護

## 告 示 第 4 0 号

平成 2 8 年 1 月 2 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11827	居宅介護支援センターアルク 熊本市中央区水前寺 2 - 4 - 3 4 - 3 0 3 シ ルバーパレス 1 0 1	株式会社三和 熊本市西区上代 3 - 2 - 4 8 代表取締役 林田 昇三	平成 2 8 年 2 月 1 日	居宅介護 支援

## 告 示 第 4 1 号

平成 28 年 1 月 29 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11843	リハビリサポートユーアイ尾ノ上デ イサービス 熊本市東区尾ノ上二丁目21-10	ユウベル株式会社 熊本市東区尾ノ上二丁目21-10 代表取締役 上田 利道	平成28年 2月1日	通所介護
43701 11843	リハビリサポートユーアイ尾ノ上デ イサービス 熊本市東区尾ノ上二丁目21-10	ユウベル株式会社 熊本市東区尾ノ上二丁目21-10 代表取締役 上田 利道	平成28年 2月1日	介護予防通 所介護

## 告 示 第 4 2 号

平成 28 年 1 月 29 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11835	デイサービスセンター元気もりもり 熊本市南区会富町86-3	株式会社あいのしま 熊本市南区会富町86-3 代表取締役 盛 理恵	平成28年 2月1日	通所介護
43701 11835	デイサービスセンター元気もりもり 熊本市南区会富町86-3	株式会社あいのしま 熊本市南区会富町86-3 代表取締役 盛 理恵	平成28年 2月1日	介護予防通 所介護

## 告 示 第 4 3 号

平成 28 年 1 月 29 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日  
この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
  - (1) 市県民税（普通徴収）  
3件
  - (2) 市県民税（特別徴収）  
15件

**公 告**

公 告 第 4 7 号

平成 28 年 1 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区植木町色出字諏訪尾 439 番 1、440 番 1、440 番 4  
499.65 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

公 告 第 5 0 号

平成 28 年 1 月 21 日

次のとおり、差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公売及び見積価額を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1. 公売財産の種類 不動産  
売却区分番号 1  
(土地の表示)  
所在 熊本市北区大窪四丁目  
地番 875 番 132  
地目 山林（現況、雑種地）  
地積 1323.00m<sup>2</sup>  
※地積は、不動産登記簿の表示による  
売却区分番号 2  
(土地の表示)  
所在 熊本市北区徳王一丁目  
地番 349 番 5  
地目 宅地  
地積 133.00m<sup>2</sup>  
(土地の表示)  
所在 熊本市北区徳王一丁目  
地番 349 番  
地目 公衆用道路  
地積 146.00m<sup>2</sup>（内、持分 44 分の 8）

(主である建物の表示)

所在 熊本市北区徳王一丁目 3 4 9 番 5

家屋番号 3 4 9 番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 5 0 . 2 2 m<sup>2</sup>

※地積・床面積は、不動産登記簿の表示による

2. 公売方法 期日入札

3. 公売日時

入札 平成 2 8 年 2 月 2 4 日 (水) 午前 1 0 時 1 5 分から午前 1 0 時 2 0 分まで  
(全入札終了まで)

開札 平成 2 8 年 2 月 2 4 日 (水) 午前 1 0 時 2 1 分 (全入札終了後)

4. 公売場所

熊本市役所 9 階会議室

5. 売却決定日時及び場所

日時 平成 2 8 年 3 月 2 日 (水) 午前 1 0 時

場所 熊本市財政局納税課

6. 見積価額及び公売保証金

売却区分番号 1

見積価額 1 9 , 2 0 0 , 0 0 0 円

公売保証金 1 , 9 2 0 , 0 0 0 円

売却区分番号 2

見積価額 2 , 4 2 0 , 0 0 0 円

公売保証金 2 5 0 , 0 0 0 円

7. 買受代金の納付期限

平成 2 8 年 3 月 2 日 (水) 午後 2 時

(但し、地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 1 9 条の 7 第 1 項ただし書き、その他の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)

8. 買受人についての要件

国税徴収法第 9 2 条及び第 1 0 8 条第 1 項該当者は買受人となることができない。

9. 配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市財政局納税課まで申し出ること。

1 0 . その他の公売要件

(1) 入札に参加する者は、入札前に公売保証金を納付すること。

(2) 公売保証金の納付は銀行振込みのみとし、公売保証金納付期間内に、指定口座に振込むこと。  
公売保証金納付期間は、平成 2 8 年 2 月 1 5 日 (月) から平成 2 8 年 2 月 1 9 日 (金) 午後 2 時までとする。

(3) 買受代金は、現金又は小切手(銀行が振出したもので、かつ熊本手形交換所管内で振出日から起算して 5 日を経過していないものに限る)でなければ納付できない。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。

(4) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行う。

(5) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用する。

(6) 入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を実施する場合がある。



- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときとする。従って取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負うものとする。
- (9) 権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税等）は買受人の負担とする（登録免許税法による）。
- (10) 公売財産は、公売を中止する場合がある。
- (11) 公売財産等の詳細は不動産公売広報で確認すること。
- (12) 不動産公売広報を必要とする場合は、熊本市財政局納税課特別滞納対策室に申し出ること。
- (13) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。

## 公 告 第 5 2 号

平成 28 年 1 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区銭塘町字本田 406 番 3、406 番 4  
331.73 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

## 公 告 第 5 4 号

平成 28 年 1 月 22 日

熊本市都市公園条例（昭和 52 年条例第 32 号）第 22 条の規定に基づき、次のように都市公園の区域変更をするので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

## 1 名称及び位置

名称(公園種別・地区公園)	位置	区域	面積 (㎡)
小島公園	熊本市西区小島六丁目 127 番外	別紙（登載省略）のとおり	34,857㎡

(別図略)

## 区域変更の内容

災害に備えるための資材置場及び災害時の防災活動の拠点として小島河川防災センター用地としての利用を図るため、区域を変更するもの。

## 2 変更の期日

平成 28 年 1 月 22 日

## 公 告 第 5 8 号

平成 28 年 1 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区域山薬師一丁目 311 番、320 番 2、323 番

500.00平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公 告 第 6 0 号

平成 28 年 1 月 27 日

平成 28 年 1 月 21 日付け公告第 50 号で公告した公売公告兼見積価額公告について、次のとおり、修正があるので公告する。

熊本市長 大 西 一 史

公告本文のうち

1. 公売財産の種類 不動産

売却区分番号 1

(土地の表示)

所在 熊本市北区大窪四丁目

地番 875番132

地目 山林 (現況、雑種地)

地積 1323.00㎡

※地積は、不動産登記簿の表示による

売却区分番号 2

(土地の表示)

所在 熊本市北区徳王一丁目

地番 349番5

地目 宅地

地積 133.00㎡

(土地の表示)

所在 熊本市北区徳王一丁目

地番 349番

地目 公衆用道路

地積 146.00㎡ (内、持分44分の8)

(主である建物の表示)

所在 熊本市北区徳王一丁目349番5

家屋番号 349番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 50.22㎡

※地積・床面積は、不動産登記簿の表示による

を

1. 公売財産の種類 不動産

売却区分番号 1

(土地の表示)

所在 熊本市北区大窪四丁目

地番 875番132

地目 山林 (現況、雑種地)

地積 1323.00㎡

※地積は、不動産登記簿の表示による

売却区分番号 2

(土地の表示)

所在 熊本市北区徳王一丁目

地番 349番5

地目 宅地

地積 133.00m<sup>2</sup>

(土地の表示)

所在 熊本市北区徳王一丁目

地番 349番

地目 公衆用道路

地積 146.00m<sup>2</sup> (内、持分44分の8)

(主である建物の表示)

所在 熊本市北区徳王一丁目349番地5

家屋番号 349番5

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 50.22m<sup>2</sup>

※地積・床面積は、不動産登記簿の表示による  
に修正する。

公 告 第 6 1 号

平成28年1月28日

熊本都市計画地区計画の案を作成したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づく熊本市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年条例第13号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに縦覧に供された都市計画の原案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大西一史

- 1 都市計画の種類及び名称  
熊本都市計画地区計画 龍田4丁目地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市北区龍田4丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課  
北区役所総務企画課
- 4 縦覧期間  
平成28年1月28日から平成28年2月12日まで

公 告 第 6 4 号

平成28年1月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区楡木二丁目1505番1  
1,326.88平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市中央区天神五丁目 7 番 1 号  
株式会社 ファミリー  
代表取締役 橋本 大輔

## 中 央 区

中央区告示第 2 号  
平成 28 年 1 月 21 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 28 年 1 月 12 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱野 晃

以下、登載省略

中央区告示第 3 号  
平成 28 年 1 月 21 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 28 年 1 月 14 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱野 晃

以下、登載省略

## 北 区

北区公告第 1 号  
平成 28 年 1 月 25 日

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定により、九州地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、同法第 23 条の規定により、九州地方整備局長に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 25 条の規定により、熊本県知事に意見書を提出することができる。

熊本市北区長 田上 美智子

- 1 起業者の名称  
熊本県
- 2 事業の種類  
一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市東区新南部二丁目地内から同市東区下南部一丁目地内まで及び同市東区弓削町地内、右岸：熊本県熊本市北区龍田七丁目地内）
- 3 起業地
  - イ 収用の部分  
右岸 熊本県熊本市北区龍田七丁目地内
  - ロ 使用の部分  
なし
- 4 縦覧場所  
熊本市北区役所総務企画課

## 5 縦覧期間

公告の日から平成28年2月3日まで

**東 区**

東 区 公 告 第 1 号

平成28年1月20日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により、九州地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、同法第23条の規定により、九州地方整備局長に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第25条の規定により、熊本県知事に意見書を提出することができる。

熊本市東区長 中原 裕 治

- 1 起業者の名称 熊本県
- 2 事業の種類 一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市東区新南部二丁目地内から同市東区下南部一丁目地内まで及び同市東区弓削町地内、右岸：熊本県熊本市北区龍田七丁目地内）
- 3 起業地
  - イ 収用の部分  
左岸 熊本県熊本市東区新南部二丁目、新南部五丁目、下南部一丁目及び弓削町地内
  - ロ 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所 熊本市東区役所
- 5 縦覧期間 公告の日から2月3日まで

**交 通 局**

交 通 局 規 程 第 1 号

平成28年1月29日

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市軌道条例施行規程（平成14年交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「150円」を「大人170円、小児90円」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 身体障がい者等割引運賃 別表第6

第2条第2項中「(1-0.5)」を「0.5」に改め、同条第3項中「第4号に規定する料金」を「第4号又は第7号に規定する運賃」に改め、同条第7項を削る。

第2条の2第2項中「、通勤通学定期乗車券」を削る。

第3条中「カード式乗車券」の次に「又は管理者が指定するICカード（以下「指定ICカード」という。）」を加え、「それぞれ10円」を「20円」に改め、「大人普通旅客運賃の割引額の2分の1の額をそれぞれ」を「小児普通旅客運賃の額から10円を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、身体障がい者等割引運賃の適用を受ける者が乗り継ぎを行う場合に割り引くことができる額は10円とする。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 回数乗車券の発売

総務課

第 5 条の 2 中「規定する条」を「規定する」に改める。

第 7 条を次のように改める。

(乗車券の再発行)

第 7 条 乗車券は、指定 IC カードの定期乗車券を除き、いかなる理由があっても再発行しない。

2 指定 IC カードの定期乗車券を再発行する場合は、1 枚につき 510 円の手数料を徴収する。

第 8 条の 2 に次の 1 項を加える。

3 割引乗車証により乗車した場合、大人普通旅客運賃の 2 分の 1 の額を割引くものとし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げる。

第 13 条第 2 項を削る。

第 14 条、第 25 条及び第 26 条を削除する。

第 27 条の 2 第 2 項中「専用」を削る。

第 29 条第 1 項第 1 号中「有効期間前」を「有効期間内」に改め、同項第 3 号中「(通勤通学定期乗車券にあつては 3 回とする。)」を削り、同項第 4 号及び第 5 号中「運賃額」を「発売額」に改め、同項第 6 号中「し、又は返還」を削り、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 動植物園の入園券に付された乗車券については、払戻し及び交換は行わない。

第 29 条第 3 項を削り、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、手数料の減免を行うことができる。

第 32 条第 1 項第 1 号中「(通勤通学定期乗車券にあつては 3 回とする。)」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

定期旅客運賃

種別	通用期間	運賃	摘要
通勤定期	1 月	6, 120 円	大人普通旅客運賃の 60 倍の 4 割引
	3 月	17, 440 円	1 箇月券の 3 倍の 5 割引
大人通学定期	1 月	5, 100 円	大人普通旅客運賃の 60 倍の 5 割引
	3 月	14, 540 円	1 箇月券の 3 倍の 5 割引
小児通学定期	1 月	2, 550 円	大人普通旅客運賃の 60 倍の 7 割 5 分引
	3 月	7, 270 円	1 箇月券の 3 倍の 5 分引き
持参人式定期	1 月	6, 120 円	大人普通旅客運賃の 60 倍の 4 割引
	3 月	17, 440 円	1 箇月券の 3 倍の 5 割引
夏休み子ども定期	第 20 条第 2 項 に規定する期間	1, 000 円	

別表第 3 及び別表第 4 を次のように改める。

別表第 3 (第 2 条関係)

団体旅客運賃

種別	回数	運賃	摘要
普通団体	1 回	153 円	大人普通旅客運賃の 1 割引
小児団体	1 回	81 円	小児普通旅客運賃の 1 割引

備考 団体旅客運賃は、30 人以上の団体であつて同時に一定の停留場で乗降する者に対して、運輸上支障のない範囲において適用する。

別表第 4 (第 2 条関係)

貸切旅客運賃

大人貸切旅客運賃	12, 000 円
小児貸切旅客運賃	6, 000 円

備考 貸切輸送は、乗客があらかじめ輸送計画に必要な事項を申し出て、責任ある代表者が引率する  
場合に限り取り扱うものとする。

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

#### 別表第 6 (第 2 条関係)

##### 身体障がい者等割引運賃

種別	通用期間	運賃	摘要
普通旅客運賃	1回	大人90円 小児50円	
通勤定期旅客運賃	1月	4,280円	別表第1の通勤定期旅客運賃の3割引
	3月	12,200円	1箇月券の3倍の5分引
通学定期旅客運賃	1月	2,550円	別表第1の大人通学定期旅客運賃の5割引
	3月	7,270円	1箇月券の3倍の5分引
団体旅客運賃	1回	81円	本表の大人普通旅客運賃の1割引

備考 団体旅客運賃は、30人以上の団体であって同時に一定の停留場で乗降する者に対して、運  
輸上支障のない範囲において適用する。

#### 附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

## 上 下 水 道 局

上下水道局告示第3号

平成28年1月22日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程(平成21年上下水道局規程第36号)第  
13条第2項第3号及び第4号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次  
のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第692号	八代郡氷川町鹿野1236番地4 氷川総合設備 代表 俵 壮一	平成28年1月13日
		商号の変更及び営業所の移転

## 教 育 委 員 会

教委告示第1号

平成28年1月18日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時  
平成28年1月22日(金)午後2時から
- 2 場所  
マスマチュアル生命ビル 7階 会議室
- 3 議事
  - (1) 熊本市就学指導委員会条例の一部改正について
  - (2) 熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
  - (3) 熊本市立図書館設置条例の一部改正について

(4) 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について

4 協議

(1) 熊本市立幼稚園基本計画（素案）について

5 報告

(1) 平成 27 年第 4 回定例会報告について

(2) 体罰調査結果について

(3) 熊本市立高等学校における平成 28 年度使用予定一般図書について

(4) 広報広聴関係について